

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではなく、日本国を愛する「国家論」を持たない外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

他国の人間を自国の政治執行に加えることがどれほど危険であるか、近代国家の教育を受けてきた者ならだれでも理解できるはずだ。

まして、日韓あるいは日本北朝鮮の間の関係を見れば、仮に参政権を与えられた彼らが日本の国益のために働いてくれるかという根本的な問題を考えざるを得ないであろう。

また、在日の主張に「税金を払っているのだから」というのがあるがこれは間違いである。世界じゅうどこに行こうとその国の公共サービスを受ける限り税金を納める義務が発生する。一部特殊な国家を除けば税金はどの国へ行こうが徴収される。

在日の多くは日本で生まれ、育っているのだから当然、日本政府の各種行政サービスを受けているわけだ。税金は公共サービスへの対価であり、それ自体をもって「参政権」と結びつけることはできない。もし彼らが本気で日本の参政権を得たいと考えるなら、国籍法第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、日本へ帰化すればよいだけの話である。「参政権」自体が欲しいというのであるなら祖国の参政権を得る努力をすればよい。

よって、本市議会は、政府に対し、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子